

○経済産業省告示第四十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項第一号の六及び第一号の七に規定する経済産業大臣が告示で指定する者を次のとおり定め、令和四年三月十八日から施行する。

令和四年三月十五日

経済産業大臣 萩生田光一

一 輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六に規定する経済産業大臣が告示で指定する者は、輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件（令和四年外務省告示第四百四号）で定めるものをいう。）とする。

二 輸出貿易管理令第二条第一項第一号の七に規定する経済産業大臣が告示で指定する者は、輸出等に係る禁止措置の対象となるロシアの団体として外務大臣が定める者（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）とする。